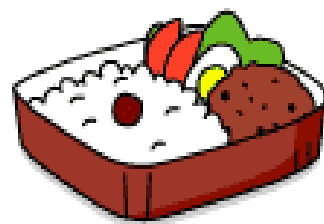


高 梁 市 給 食 サ ー ビ ス 事 業



高梁市社会福祉協議会では、在宅サービスの一環として、宅配による食事の提供と安否確認を実施しています。

【利用対象者】

調理等が困難で、次のいずれか条件を満たす方

○一人暮らしの高齢者・障害者

（高齢者とは概ね65歳以上の方、障害者とは身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者の方のことです）

○高齢者・障害者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯の高齢者・障害者

【配食日】

- ・ 高梁地域 週4回夕食を配達 （月・火・木・金）
- ・ 宇治地区 週4回夕食を配達 （火・水・木・金）
- ・ 有漢地域 週1回夕食を配達 （水）
- ・ 成羽地域 週3回夕食を配達 （月・水・金）
- ・ 川上地域 週3回昼食又は夕食を配達 （月・金は夕食、水は昼食）
- ・ 備中地域 週1回夕食を配達 （木）



※祝日、盆（8月14日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みします。

【利用料】

1食500円

○原則、支払いは口座振替（取扱金融機関：晴れの国岡山農協、備北信用金庫、ゆうちょ銀行、トマト銀行）

※1ヶ月分の利用料をまとめて翌月支払いとなります。

【注意事項】

- お弁当をお届けする時間は、午後３時から５時までの間（川上地域の水曜日のみ１１時から１２時の間）です。
- お弁当は地域のボランティアさんがお届けします。安否確認のため原則、手渡しになりますので、必ず家にいてお受け取りください。
- お弁当を休止するなど変更がある場合は、前日の午前中までに連絡してください。連絡がない場合は、利用したことになりますので、ご注意ください。

【申請方法】

- 給食サービスを希望される方は、高梁市または高梁市社会福祉協議会地域福祉課及び各支所までお問い合わせください。
- 申請から利用開始まで、１週間程度要します。
- 休止期間が１年を経過した場合は、再度申請が必要となります。



問い合わせ先

社会福祉法人高梁市社会福祉協議会	地域福祉課	電話	２２－７２４３		
有漢支所	電話	５７－３２１８	成羽支所	電話	４２－２００５
川上支所	電話	４８－９７７０	備中支所	電話	４５－３１３１
高梁市高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）				電話	２１－０３００
高梁市健康福祉部福祉課				電話	２１－０２８４

※給食は必ずその日のうちにお召し上がりください。